

## ご利用料金表 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの項目を合算したものがご利用料金となります。

### Ⅰ. 基本料金(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション) 【1単位:10.17円】

分類	項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問リハビリテーション費 (介護保険給付) *1	① 基本サービス費	292単位						
	② サービス提供体制強化加算	6単位						
①～② 1単位(20分)あたりの利用料 *2		909円						

\*1…1月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となる場合がありますのでご注意ください。

\*2…1回に訪問につき、2単位(40分)の訪問リハビリテーション実施を標準としています。

### Ⅱ. 主な加算(介護保険給付) 【1単位:10.17円】

加算項目	費用	説明
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	230単位/月	訪問リハビリテーション計画を定期的に評価し、必要に応じて見直している場合。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	280単位/月	3月に1回以上リハビリ会議を実施し、訪問リハビリ計画を見直している場合(リハ職員が説明)。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	320単位/月	3月に1回以上リハビリ会議を実施し、訪問リハビリ計画を見直している場合(医師が説明)。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	420単位/月	VISITを活用してデータを提出し、フィードバックを受けた場合。
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	退院/退所/認定日から起算して3ヶ月以内に訪問リハビリテーションを実施した場合。
診療未実施減算	▲20単位/回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合。
社会参加支援加算	17単位/日	評価対象期間において社会参加に資する取組を実施した割合が一定以上の場合。
事業所評価加算(要支援のみ)	120単位/月	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所において加算する。

### Ⅲ. その他の料金(介護保険給付とされないサービス)

項目	費用(税込)	説明
実施地域を越えた場合の交通費	210円/回	実施地域を越えた地点から、片道3キロメートル未満の場合。
実施地域を越えた場合の交通費	275円/回	実施地域を越えた地点から、片道3キロメートル以上の場合。